

奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方

環境省那覇自然環境事務所

平成21年1月

目 次

概要	1
1. 背景	2
2. 奄美地域の現状	2
(1) 自然環境の特徴	2
(2) 地域文化の特徴	4
(3) 社会環境	5
(4) これまで行われてきた自然資源の保全・活用に関する取組	7
3. 奄美地域において保全・活用すべき資源	11
(1) 亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物	11
(2) サンゴ礁地形の発達した海岸等	11
(3) 自然資源と密接に関わりのある地域文化	12
(4) 島ごとに特に注目すべき資源	12
4. 奄美地域における国立公園の指定について	13
5. 奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方	14
(1) 国立公園として保全・活用を図ることが適当な地域	15
(2) 国立公園として保全・活用を図る際に特に留意すべき事項	15
(3) 国立公園とその他の地域との関係	17
(4) 国立公園と世界自然遺産との関係	18

概 要

奄美地域の自然及びそれと相互に関係しながら営まれてきた地域社会の暮らしや文化は、地域にとって重要な資源であるとともに、国内的にも国際的にも価値の高いものです。それらの自然資源などを保全し、活用していくためには、関係者が連携・協力していくことが重要ですが、その際、国立公園を指定して、その制度を活用することが適当と考えます。

奄美地域での国立公園は、二つの点でこれまでにない新しい国立公園になり得ると考えます。一つは、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理していく「生態系管理型国立公園」であること、もう一つは、千年以上にわたり人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを扱う「環境文化型国立公園」であることです。

世界に類を見ない固有種・希少種が生息・生育する亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系とそれが醸し出す景観を保全するためには、生態系全体の管理手法にまで踏み込んでいく必要があり、「生態系管理型国立公園」を目指します。

また、奄美地域の森や川、浜などの自然資源は、伝統的な人々の暮らし、営みなど、文化と深く関わりを持ってきました。その関わりが、現在の自然資源の姿を形作ってきたとも言えることから、関係そのものを守っていく意識を持って、住民と利用者がともに楽しみ、ともに守る「環境文化型国立公園」を目指します。

このような国立公園であるためには、地域の人たちとともに形をつくり、管理していくことが重要であり、地域に貢献できる国立公園を目指します。

1. 背景

奄美地域は、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島の8つの有人島から構成されており、それぞれの島で、豊かな自然環境を基盤とした文化や暮らしが成立し、また、その暮らしと密接な関わりを持つことによってそれぞれの島の自然環境が維持されてきました。

奄美地域が持つ自然資源、例えば、多くの固有種が生息・生育する亜熱帯照葉樹林、美しい海岸景観、サンゴ礁の海などの自然資源は、国際的にも国内的にも極めて価値の高いものです。更に、それらと相互に関係しながら営まれてきた地域社会の暮らしや文化にも注目すべき価値があります。

これらの価値を踏まえ、平成15年5月に、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において琉球諸島として世界自然遺産候補地に選定されました。また、同じく平成15年には鹿児島県により「奄美群島自然共生プラン」、平成16年には奄美群島広域事務組合により「奄美ミュージアム構想」が策定され、自然との共生や自然資源の活用について方針が示されてきました。

一方で、環境省は、国立・国定公園のあり方に関する見直しを行っており、平成19年には、「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」において、「奄美群島の照葉樹林は国立公園の指定も視野に入れたより詳細な評価を行う必要がある」としています。我が国の国立公園は、国を代表するすぐれた自然の風景地の保護と利用を図るものです。また、土地の所有にかかわらず公園を指定できる地域制公園制度を採用しており、環境大臣が指定し、関係者と協力して管理を行う仕組みです。奄美地域の国内最大級の亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物、美しいサンゴ礁の海などは、国立公園を検討するにふさわしく、また、地域社会とともに自然資源を保全・活用していくためにも国立公園の制度を活用することが適当と考えます。

以上を背景に、環境省では、平成20年3月に、奄美地域において保全・活用すべき自然資源の保全・活用方策等について、国立公園の指定を視野に入れた検討を行う上で必要な助言を得るために、各分野の学識経験者等からなる「奄美地域の自然資源の保全・活用に関する検討会」を設置し、3回にわたり議論を行ってきました。この「奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方」は、この検討会のご意見をもとに、奄美地域において新たな国立公園の指定を検討し、また、国立公園の運営を通じた地域の活性化を図る際の基本指針として環境省那覇自然環境事務所としての考えをまとめたものです。

2. 奄美地域の現状

(1) 自然環境の特徴

① 地史・地形・地質

奄美群島は、島弧-海溝系地形である琉球諸島の外弧の一部を形成しています。琉球諸島は、ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの境界域にあり、主に新生代

の第三紀（約 2300 万年から 170 万年前）以降からの沖縄トラフの形成・拡大と激しい地殻変動による隆起・沈降、さらに第四紀以降（約 170 万年前以降）の気候変動による海水準の変動、サンゴ礁の発達に伴う琉球石灰岩の堆積によって形成されました。この間に、ユーラシア大陸や日本本土との分離・結合を繰り返しており、その地史的経緯から、大陸の影響も残った固有種や遺存種といった動植物が多くみられます。

奄美群島の島々は、山地が多く起伏が大きい「高島」と低く平らな「低島」に大別されます。これは、水環境や土地利用の違いにつながり、島毎に異なる自然や文化の基盤を形成しています。「高島」は新生代古第三期より古い地層から構成される島や火山島で、主として粘板岩や砂岩で山地が多く、海岸線は変化に富み、河川は短く急流で、奄美大島、徳之島がこれに相当します。一方、「低島」は第四紀に形成された琉球石灰岩からなり、低平な段丘状の地形で、砂浜、鍾乳洞などが発達していますが、河川はあまり形成されず、喜界島、沖永良部島、与論島がこれに相当します。

なお、喜界島では、過去十数万年間に形成された海成段丘や、完新世の隆起サンゴ礁が小さな島内にまとまって存在し、世界最高クラスの隆起速度で現在も隆起が続いているなど、島弧－海溝系による活発な地形形成の経過を表す、重要な地形学的特徴を有しています。

また、沖永良部島では大山山頂を取り巻くように、隆起裾礁がつくる海成段丘が同心円上に発達し、カルスト地形（ドリーネ、ウバーレ）や 150 以上の鍾乳洞がみられます。このうち大山水鏡洞は国内で 2 番目の大きさであり、希少な洞窟性コウモリ類の生息地ともなっています。

② 照葉樹林

奄美地域の森林は、モンスーンのもたらす降雨により、世界の亜熱帯域の中でも限られた地域にしか成立しない亜熱帯性多雨林です。世界の他地域の亜熱帯は、中緯度乾燥帯にほぼ相当するため、森林がほとんど成立していません。亜熱帯地域で森林が成立する湿潤な条件を持つところは亜熱帯地域の 1/3 に過ぎず、奄美の森林は世界的にも希少なものといえます。

国内では、奄美群島、沖縄諸島、八重山諸島、小笠原諸島等に亜熱帯林が成立しています。本地域の亜熱帯林は、温帯に特徴的な樹種と熱帯に特徴的な樹種とが混在しており、スダジイ、オキナワウラジロガシ、アマミアラカシなど、常緑のブナ科植物が優占しています。

特に奄美大島の住用川上流域、役勝川上流域、川内川上流域、湯湾岳、金作原周辺や徳之島の井之川岳、天城岳周辺においては、林齢の高い照葉樹林がまとまって存在しています。このうち奄美大島の森林は照葉樹林として国内最大規模の広がりをもっています。

また、これらの森林はアマミノクロウサギ、オオトラツグミ、オットンガエル、カンアオイ類等、固有種・希少種を含む野生動植物の生息・生育場所として生態系の基盤となっています。

③ 多様な生物相と固有種・希少種

奄美群島は、ユーラシア大陸との分離・結合を繰り返しながら形成されており、海洋に隔てられた小島嶼群として成立する過程において、当時この地域に生息していた

陸生生物が島嶼内に隔離され、その分布が細分化されたために独自の進化が進んでいます。

植物では、南方系と北方系の種が混在して豊富な植物相を有しており、奄美群島を分布の北限とする種が 120 種あるなど、多くの南方系の種の分布北限となっていること、アマミセイシカ、ウケユリ、アマミエビネ等の固有種が多いことが特徴です。

動物ではアマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オオトラツグミ、ルリカケス、クロイワトカゲモドキ、リュウキュウアユ等の固有種・固有亜種をはじめ、多様な動物相を有し、奄美大島や徳之島ではハブを食物連鎖の頂点とした独特の生態系が形成されています。また、群島の海岸域にはウミガメの産卵地が存在しているほか、奄美大島及びその周辺島嶼、与論島には海鳥（アジサシ類、アナドリ類）の集団繁殖地がみられるなど、広域移動性動物の重要な中継地・繁殖地ともなっています。

奄美群島の海域では、裾礁や堡礁などのサンゴ礁が発達しています。造礁サンゴの種数は約 220 種にのぼり、魚類、貝類、甲殻類など多様な生物の生息場所として特有の生態系を形成しています。まとまった規模と一定の生物多様性を有するサンゴ礁として世界的にみても北限に位置している重要なものですが、近年オニヒトデ等による食害や白化現象、赤土の流入等の攪乱要因により、大部分の海域においてサンゴ群集の衰退がみられます。

（２）地域文化の特徴

① 歴史

奄美はその位置的特徴から朝鮮、中国との交流や、琉球、大和などによる介入など、日本本土や沖縄とも異なる歴史・時代区分を持つ地域です。

奄美では、原始から約 10 世紀頃までの階級社会以前の部落共同体（マキヨ）の時代を「奄美世（アマンユ）」と呼びます。奄美群島における最初の人々の痕跡としては、旧石器時代のものと推定される 25,000 年～30,000 年前の奄美市笠利町喜子川遺跡や伊仙町のアマンガスク遺跡からチャートの剥片や打製石器等が出土しています。また、奄美市笠利町喜子川遺跡、宇宿高又遺跡、イャンヤ洞窟遺跡、知名町中甫洞窟遺跡からは、縄文時代前期（今から約 6 千年～8 千年前）の爪形文土器が出土しています。その他に、サウチ遺跡、宇宿貝塚から出土した弥生期の装飾品（貝符や鉛ガラス）などから大陸や九州などの地域との交流があったことが示唆されています。奄美群島では、7～10 世紀に、大和の律令国家と中国唐朝の時代の影響を受け、狩猟採集時代に終焉を迎えます。それまで奄美群島は九州等からの軽微な影響を受けながら縄文時代、弥生時代、古墳時代と比較的単純な狩猟採集生活を行っていましたが、それは独自の社会基盤が形成され、強力な首長を要するような複雑な社会組織に発展するに至らなかったことを意味しています。

11 世紀から 16 世紀には按司と呼ばれる力をもったリーダーが出現し、活発な交流・交易を行っていました。琉球列島においては明の朝貢貿易でさらに力を蓄え、琉球王国成立までの激動の時代を迎えます。この按司たちの支配が割拠する時代は「按司世（アジュ）」と呼ばれています。この時代には徳之島で焼かれたカムイヤキ（類

須恵器）が琉球諸島全体に流通の広がりを見せていました。また、赤木名城からは、12～13 世紀頃のカムイヤキ、14～15 世紀頃の青磁と大和の特徴を持つ堅堀、堀切等の遺構が発見されています。

これにつづく琉球王朝の時代が「那覇世（ナハンユ）」であり、17 世紀前半からの薩摩藩による藩政時代を「大和世（ヤマトンユ）」と呼んでいます。17 世紀に薩摩藩によるさとうきびの生産と製糖法が推進され、黒糖による貢租など、奄美地域への支配政策は砂糖を基軸としたものに大きく転換し、明治期の砂糖売買の自由化まで続きました。戦後は一時、米軍統治下におかれたましたが、昭和 28 年に日本に復帰を果たしました。

② 文化と暮らし

奄美の人々の暮らしは、自然との深い関わりのもと営まれており、南北との交易や琉球・薩摩の介入といった歴史の影響を受けながら、島唄、八月踊り、豊年祭など独特の伝統文化・芸能や、信仰、自然観などを生み出してきました。このため、加計呂麻島の諸鈍シバヤや与論島の十五夜踊りといった伝統芸能にも南方系と北方系の歌・演目が入り交じったものが見られるなど、琉球文化や大和文化などが溶け合った文化が形成されています。また、方言で集落を「シマ」と呼んでおり、シマごとに、言葉や習俗が異なり独自の方言、島唄が残るなど、多様化した文化が見られます。

人々の暮らしは周辺の自然と密接に関わっており、一般的に、集落を中心として前面の海で魚介類を採取し、川で物を洗い、タナガなどを採り、背後の山野で田畑を開墾するとともに、薪や材木を伐りだして生活の糧とするというように、集落が周囲の海や山と一体となった生活を営んできました。

海の彼方には神々のいるネリヤ・カナヤ（ナルコ・テルコ、リュウグウ）と呼ばれる理想郷があり、豊穡や災害をもたらすと信じられてきました。琉球王朝時代には、神々を迎え、送り出す祭事や農耕儀礼、年中行事を司るノロ制度ができ、現在でもその時代に生まれたと思われる行事や芸能が各地に伝わっています。

ノロによって迎えられた神々は、山に降り、山から尾根伝いに集落に下りてくるとされたことから、カミヤマ（神の降り立つ山）、カミ道（山から降りてきた神が通る道）、ミヤー（集落の中心にある祭祀等を行う広場）などといった信仰空間が集落の構造に影響を与え、前面の海や背後の山とともに集落空間（景観）が形成されました。

山仕事に従事していた人々は、山の神に感謝するため「山の神の日」を設け、その日は山に入らないといった風習が存在するなど、神の領域への侵入をコントロールするためのタブーや戒めが存在しました、それがケンムンや山の神との遭遇体験、聖なる空間の存在など、様々なかたちで島民の間に引き継がれ、守られてきました。

しかし、このような、集落を中心として周辺の自然と一体になった生活、集落空間の仕組みや秩序、ノロによる祭司、島民の空間概念や精神性などは、近年の急激な社会経済の変化により地域の中での伝承力が低下し、将来世代への継承が懸念されています。

（３）社会環境

① 人口、振興開発事業費の推移等

奄美群島の人口は平成 17 年で 126,483 人であり、昭和 30 年以降減少が続いています。島別の人口は、奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島含む）70,462 人、喜界島 8,572 人、徳之島 27,167 人、沖永良部島 14,551 人、与論島 5,731 人であり、全ての島が減少傾向です。また、高齢化も進んでいます。

昭和 29 年に奄美群島復興特別措置法が制定され、道路、港湾、文教施設といった生活基盤の整備が始まりました。その後、奄美群島振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法などによって、道路や港湾の整備、空港の整備、土地改良など、交通の利便性向上や産業振興に重点を移しつつ地域の振興が図られてきました。近年では、地域の魅力や資源を活用した島づくりに向けたソフト事業も実施されています。振興開発事業費は、平成 18 年度は約 560 億円であり、平成 10 年の約 1,032 億円をピークに減少傾向にあります。

このような社会経済の変化に伴って、復帰後の奄美群島の生活水準は着実に向上し、県平均との格差も縮小しました。現在の一人当たり所得は、県平均と比べて 1 割程度低くなっています。

② 農林水産業

奄美群島では、さとうきびを中心に、ばれいしょ等の野菜、花き、畜産、果樹等の農業が営まれています。耕地面積の割合は、徳之島と沖永良部島が高く、徳之島では、さとうきび、野菜、畜産が、沖永良部島では花卉、野菜が主要な作目となっています。

奄美群島における森林は、総面積の 67% を占めており、その 97% が奄美大島と徳之島にあります。また、このうち約 9 割が民有林となっています。林業生産額は、昭和後期から平成初頭にかけてチップ材を中心に大きく増加し、ピーク時（昭和 60 年）の生産額は 49.6 億円に達しましたが、その後は急激な減少傾向にあり、平成 18 年度の林業生産額は約 3.7 億円となっています。ただし、最近では外国産木材の入荷減少に伴い、国内産木材の需要が増加し、奄美においてもチップ材確保を目的とした林業再開の動きがあります。

群島周辺はサンゴ礁に囲まれ、また、近海には天然礁が散在して好漁場を形成しており、かつお、まぐろ、むつ、いせえび等の資源に恵まれています。水産業は奄美大島を中心に営まれています。小規模漁業が主体となっています。また、真珠や魚類等の養殖業も行われており、中でもくろまぐろは順調に生産量を伸ばしています。

③ 観光業

奄美群島の平成 18 年の入込観光客数は 40.1 万人です。昭和 63 年以降の奄美空港のジェット化や東京、大阪からの奄美大島直行便の就航に伴い、観光客数は増加しましたが、近年は横ばい傾向です。島別の入込観光客数は、奄美大島 23.2 万人、喜界島 2.5 万人、徳之島 6.6 万人、沖永良部島 4.1 万人、与論島 3.7 万人であり、奄美大島の観光客が約 6 割を占め、大島以外の島々も近年は横ばい傾向です。

観光客の多くは、サンゴの海・砂浜や原生的な森林と動植物といった、亜熱帯性・海洋性の自然や、そこで育まれてきた伝統的な芸能・文化・産業等に期待して奄美を訪れているものと考えられます。主要な利用地点である大浜海浜公園の年間利用者は約 9.5 万人（平成 18 年）です。

近年、奄美大島では、少人数の自然体験ツアーを実施するガイド事業者が増加し、

金作原、住用マングローブ林、湯湾岳、奄美自然観察の森等の陸域において、トレッキング、バードウォッチング、カヌー、ナイトツアーといった利用が増加しつつあります。海域におけるダイビングやスノーケリングのツアーは、奄美大島においては、北部の笠利半島から名瀬市北岸、南部の焼内湾から大島海峡、加計呂麻島周辺が主要なフィールドとなっています。笠利湾や大島海峡、焼内湾は波が穏やかであるため、シーカヤックやグラスボートなどの活動場所にもなっています。ダイビングやスノーケリングのフィールドは大島以外の島でも広範囲にみられます。

④ その他の産業

大島紬には 1,300 年余の歴史があり、わが国で最も古い伝統をもつ染色織物ともいわれています。明治以降、市場に出回るようになり、戦後の高度成長期には需要を拡大し奄美群島の基幹産業として重要な地位を築いています。昭和 47 年に約 28 万 4 千反を生産し最盛期を迎えると、以後、経済の安定成長への移行や和装需要の減少等から生産が減少し、平成 19 年の生産反数は約 1 万 8 千反と著しく落ち込んでいます。

(4) これまで行われてきた自然資源の保全・活用に関する取組

① 現在指定されている保護地域等

i 国定公園

奄美地域の美しい海岸、サンゴ礁景観、照葉樹林やマングローブの一部が、「自然公園法」に基づいて国により「奄美群島国定公園」に指定され、鹿児島県により風致景観の維持が図られるとともに、海水浴、スノーケリング、カヌー、キャンプ、探勝等の公園利用が行われています。

ii 鳥獣保護区

アマミノクロウサギやアマミヤマシギ等の希少鳥獣の生息地として重要な奄美大島の湯湾岳が国指定鳥獣保護区に指定されているほか、鹿児島県により 23 箇所（奄美大島 17、喜島島 1、徳之島 3、沖永良部島 2）の県指定鳥獣保護区が指定され、鳥獣の保護が図られています。

iii 天然記念物

「文化財保護法」に基づき、樹齢 100 年を超えるスダジイを中心とし、アマミシミレ等の奄美固有種が生育する亜熱帯照葉樹林である神屋国有林と、気候の影響を受けて特徴的な低木林となっている湯湾岳国有林が国の天然記念物に指定されています。また、ウケユリの自生地である奄美大島の瀬戸内町請島の一部が鹿児島県の天然記念物に指定されているほか、喜界島の固有種ヒメタツナミソウの自生地等が各市町村町により天然記念物に指定され保護されています。

iv 保護林

奄美大島及び徳之島の国有林（林野庁所管）において、原生的な森林生態系の保全や国民と自然とのふれあいの場としての利用の機能を重視した機能類型である「森林と人との共生林」が奄美大島 3 箇所（金作原、神屋、湯湾岳）及び徳之島 3 箇所（三京岳、井之川岳周辺、面縄）に設定されており、林木遺伝資源保存林や自然観察教育林に指定されています。

v 市町村による保護区等

a 奄美大島

龍郷町では、条例に基づき長雲峠に「奄美自然観察の森」を設置し、動植物の採取を規制して保護を図るとともに、自然観察指導員を配置し解説活動を行うなど、自然とのふれあいの推進を図っています。

大和村では、「野生生物保護条例」に基づき奄美フォレストポリスに保護地区を指定し、保護地区内での野生動植物の捕獲・採取や開発行為等を規制しています。

瀬戸内町では、「指定地域の入山申請に関する規則」に基づき、ウケジママルバネクワガタやウケユリ等の生息地・生育地である請島の大山において、希少野生動植物の保護を図るため、入山手続制及び指定地域管理人の同伴義務付けを行っています。

b 徳之島

伊仙町では、自然保護条例により、義名山等の地域を「景勝保護区」等に指定し、自然環境の保全を図っています。

② 野生動植物の保護

i 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存

a 捕獲等の規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、鳥類4種（アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、アカヒゲ、オオトラツグミ）、ほ乳類1種（アマミノクロウサギ）及び植物3種（アマミデンダ、ヤドリコケモモ、コゴメキノエラン）が「国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲・採取や譲り渡し等の規制が行われています。

また、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、植物15種（ウケユリ、アマミセイシカ等）、は虫類1種（オビトカゲモドキ）、両生類2種（イボイモリ、イシカワガエル）、魚類4種（リュウキュウアユ等）、昆虫類1種（ウケジママルバネクワガタ）及び貝類2種（シマカノコガイ、ヤエヤマヒルギシジミ）が指定希少野生動植物種に指定されており、捕獲・採取や譲り渡し等の規制が行われています。

大和村では、「野生生物保護条例」により希少野生生物の捕獲・採取等を規制しています。奄美市においても同様の条例が制定され、保護すべき希少野生生物のリストアップが行われています。

b 保護増殖事業等

種の保存法に基づき、「国内希少野生動植物種」に指定されているアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ及びオオトラツグミの3種について、保護増殖事業計画が策定され、生態や生息状況の把握、捕食者対策や交通事故防止対策等の保護増殖事業が実施されています。

また、関係行政機関で構成する「奄美希少野生生物保護対策協議会」が、アマミノクロウサギのロードキル対策、ノヤギ被害防除対策や、犬やねこの遺棄防止の普及啓発を実施しています。

この他、民間団体により、オオトラツグミの個体数センサスなどが実施されています。

ii 天然記念物の保護

「文化財保護法」に基づき、アマミノクロウサギが特別天然記念物、鳥類5種（ルリカケス、アカヒゲ、オオトラツグミ、カラスバト、オーストンオオアカゲラ）及びほ乳類2種（トゲネズミ、ケナガネズミ）が天然記念物に指定されているほか、鹿児島県によりは虫類1種（オビトカゲモドキ）及び両生類3種（イボイモリ、イシカワガエル、オットンガエル）が天然記念物に指定されており、捕獲等が規制されています。

また、群島各市町村によりウケジママルバネクワガタ、ウケユリ、モダマ、ヒメタツナミソウやアダン林等が天然記念物に指定され、捕獲・採取等が規制されています。

iii ウミガメの保護

「鹿児島県ウミガメ保護条例」により、世界的に絶滅のおそれのあるといわれるウミガメの海岸での捕獲や卵の採取等が規制されています。

この他、民間団体によるウミガメ保護や保護に関する普及啓発活動などが行われています。

iv サンゴ礁の保護

奄美群島の全12市町村で構成する「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」が、サンゴを捕食するオニヒトデの駆除等を実施しています。

沖永良部島では、民間団体がオニヒトデの駆除やモニタリング等を行っています。

与論島では、観光事業者、漁協、NPO及び行政による「ヨロン島ウルプロジェクト」が、ボランティアダイバーによるリーフチェック、大学・研究機関と連動した調査・研究やIT技術の活用による海洋の環境分析等を実施しています。

また、与論町では、「ヨロン島サンゴ礁基金」を設立して、広く一般の方々からの寄附を募り、サンゴ礁保全や地域振興等に努めています。

v その他

瀬戸内町では、「自然保護条例」に基づき「自然保護審議会」を設置して、町長の諮問に応じ自然保護に関する重要事項の審議等を行っています。

喜界町では、喜界島が生息地の北限とされているオオゴマダラについて、「オオゴマダラ保護条例」を制定し、捕獲禁止措置等を行ってオオゴマダラの保護に努めています。

③ 外来生物対策

i ジャワマングース

1979年頃に導入され、奄美大島の在来種を捕食することにより生態系等に被害を与えているジャワマングースについては、市町村による有害鳥獣捕獲や国による駆除・制御モデル事業の実施を経て、現在は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づいて奄美大島での根絶を目指す「特定外来生物防除事業」が国により実施されています。

ii ノヤギ

奄美大島の固有種や希少種の生育する植生や土砂流出に悪影響を与えるノヤギについて、奄美大島各町村が条例を制定して飼いヤギへの標識の義務化や放し飼いの

禁止とともに、ノヤギの有害鳥獣捕獲が実施されています。

また、民間団体により奄美大島のノヤギ個体数調査が実施されています。

④ガイド事業者等による自然体験の提供等

奄美大島では、ガイド事業者により奄美自然観察の森、金作原自然観察教育林や住用マングローブ林等の陸域においてフォレストウォーキング、バードウォッチング、カヌー、ナイトツアー等の自然体験ツアーが実施されています。また、海域では笠利半島、焼内湾、大島海峡や加計呂麻島等でダイビング、スノーケリング、シーカヤックやグラスボートによる自然体験の提供が行われています。

奄美大島以外の島では、ガイド事業者による陸域での自然体験の提供は見られず、海域でのダイビングやスノーケリング等が主となっています。

宇検村では、村おこしのための「宇検村まるごとオーナー制度」を実施しており、オーナー制度利用者に対して自然観察、登山や文化体験メニューを提供しています。

奄美群島各市町村、県及び国により構成する「奄美自然体験活動推進協議会」やNPO 等により自然観察会や探鳥会が実施され自然とのふれあいの推進が図られています。

⑤ 奄美群島自然共生プラン（鹿児島県）

鹿児島県は、平成 15 年度に地元市町村の協力のもと、奄美群島の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針として「奄美群島自然共生プラン」を策定しています。策定にあたっては、奄美群島の市町村や地域住民の参加を得ながら、奄美の「宝さがし」を行い、自然・歴史・文化・生活環境・名人・産業など数多くの地域資源を再認識・再発見しています。プランでは、この奄美の「宝」を核として、「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭においた、人と自然が共生する個性的な地域づくりの基本的な方向性が示されています。

国、県、市町村、関係団体等は、このプランに基づき、エコツーリズムや環境教育・環境学習の推進、希少野生動植物の保護、オニヒトデ等の駆除や赤土等流出防止対策によるサンゴ礁等の保全、世界自然遺産登録に向けた取組など、各種事業を実施しています。また、プランに基づく施策の着実な推進を図るために、「奄美群島自然共生プラン推進本部」が中心となって定期的にプランの実施状況を点検しています。

⑥ 奄美ミュージアム構想（奄美群島広域事務組合）

奄美群島広域事務組合は、平成 16 年度に「奄美ミュージアム構想」を策定しています。この構想は、奄美群島全域を博物館に見立てて、地域住民が主体となり、奄美の宝を保存・活用し、「癒しの島あまみ」を基本理念とした持続可能な地域振興の取組を推進するために定めたものです。住民の創意と工夫に根ざした主体的・自発的な取組により、地域の特性を生かした産業の展開、豊かな自然や島唄・八月踊りなど個性的な伝統文化を活用した特色ある体験・滞在型観光の推進、保養や療養など中・長期の滞在を含む定住・交流などを図り、人と自然が共生する地域づくりを進め、自立的発展を目指すこととしています。

この構想に基づき、奄美群島広域事務組合や市町村では、地域の主体的な取組が促進されるよう、モデル事業による体験メニューの開発、体験交流イベントの開催、奄美自然、文化インストラクター養成塾の開催、ポータルサイトの構築による情報発信

等の取組を実施しています。

3. 奄美地域において保全・活用すべき資源

奄美地域には、動植物等の自然資源のみならず、人と自然の関わりによって形成された景観や営みなど、保全・活用すべき資源が豊富にあります。ここでは、国内外に誇れる奄美地域の魅力と言える資源について記します。

(1) 亜熱帯照葉樹林とそこに生息・生育する動植物

奄美大島及び徳之島の山地帯には、スダジイ、オキナワウラジログシ、アマミアラカンなど常緑の広葉樹が優占する森林がまとまって存在しています。

この森林は、亜熱帯という気候を反映して、温帯的な樹種と熱帯的な樹種が混在する世界的に見ても限られた地域にのみ成立している亜熱帯照葉樹林で、(シマ) オオタニワタリやヒカゲヘゴなどと相まって特徴的な景観を有しています。

これらの森林には、長い陸橋の形成と島嶼間の分断の繰り返したという地史的な影響等を受けて、アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、オビトカゲモドキ、オットンガエル等の奄美地域固有の動物が生息しているほか、河川には沖縄で絶滅し、現在では奄美大島だけに生息するリュウキュウアユが見られます。

また、植物ではアマミセイシカ、ウケユリ、アマミデンダ、ヤドリコケモモ等の固有種が生育しているほか、気候上の移行帯であることから分布の南限種や北限種が多く確認されており、生物多様性保全上も極めて重要な地域です。

(2) サンゴ礁地形の発達した海岸等

奄美群島のサンゴ礁は、まとまった規模の礁を形成するサンゴ群集としてはほぼ世界の分布の北限に位置しています。奄美群島のどの島にもサンゴ礁があり、美しい海中景観が見られダイビング利用等が行われています。近年、白化現象やオニヒトデの捕食等によるサンゴ礁の衰退が懸念されており、保全対策の強化によるサンゴ礁の再生が望まれています。

奄美群島の海岸部は、砂浜、琉球石灰岩の隆起断崖、ビーチロック、花崗岩の露出した海岸やリアス式海岸があって変化に富み、アダン等の海岸自然植生やサンゴ礁と併せて旅行者を惹きつける大きな魅力を持っています。

また、海岸はウミガメの産卵地や渡り鳥類の繁殖・中継地としても重要な場所となっているほか、島民の生活の中でも利用されており、海岸や海を良好な状態に保つことは生物多様性保全の面からだけでなく、島民生活や観光振興の面からも重要です。

(3) 自然資源と密接に関わりのある地域文化

かつて、集落を中心として前面の海と背後の山を一つの生活空間として生活を成り立たせ、海や山に神の存在を認め信仰していた奄美地域の生活は、それ自体自然と一体となったものです。バショウ群生地などのかつての生業の痕跡等人と自然の関わりの中で形成された景観は、奄美地域の人々の生活と自然との関わりを示すものとして

重要です。

奄美地域の人々は、今も3月節句や浜下れ、漁りなどで生活と海とのつながりを維持しています。また、海の彼方から神や稲魂を呼ぶ儀礼や五穀豊穡を祝う（祈る）儀式等が残されている地域もあり、これらに触れることは、奄美地域の人々と自然との関わりを理解するうえで重要であるとともに、奄美地域での自然体験をより豊かなものにすることができます。

（４）島ごとで特に注目すべき資源

奄美地域では、気候、地形地質や歴史により、島ごとに異なる自然景観や文化を持っています。ここでは、（１）～（３）で触れなかった特に注目すべき資源について記します。

① 奄美大島

奄美大島中南部山地の照葉樹林及び河川は、アマミノクロウサギ等の琉球諸島の地史にも関係する特徴的な生物の生息地として重要であるほか、本島の本来の森林の姿をよく残しており、森から川、海にかけて連続して概ね良好な状態が保たれています。

海や山と一体となった生活や海や山の神の信仰が具現化された集落及びその周辺の景観は、奄美大島の人と自然の関わりを示す特徴をよく現すものと言えます。

② 喜界島

喜界島は、世界でも有数のスピードで隆起した島として学術的にも注目されています。

百の台からは、段丘斜面の森林、隆起サンゴの海岸及び台風を意識し、海岸から一定の距離を持ち、防風のためのサンゴ石垣とガジュマルなどの樹木で「緑の島」となっている集落が一望でき、本島の自然と人が関わり合って形成された景観を見ることができます。

③ 徳之島

保全状態の良い照葉樹林は、島唄にも歌われる三京や井之川岳・犬田布岳一帯及び天城岳一帯に集中して残されており、アマミノクロウサギ等の奄美群島の特徴的な生物の生息地となっているほか、優れた眺望景観を有しています。

また、義名山は古くから住民の水源地帯であるとともに、カムイヤキ古窯跡群や古道の存在が確認されており、照葉樹林の自然と島の歴史や生活を一緒に学ぶことができる場所として貴重です。

④ 沖永良部島

大山の地下を中心に150もの鍾乳洞があると言われており、希少なコウモリ類が生息しています。

沖泊海岸は、イノー（礁池）、自然海浜、海浜植生（アダン自然林）及び隆起断崖がひとまとまりとなって維持されており、ウミガメの産卵地としても知られているほか、島民の憩いの場としても親しまれており、観光資源及び環境教育の場として貴重です。

⑤ 与論島

与論島は、ほぼ全島をサンゴ礁に囲まれた島で、イノーは今でも魚介類採取や釣りなどにより人々の生活と関わりを保っています。また、海に面した位置に墓を立てることが伝統的な風習ですが、現在もこれが保たれ、改葬の習俗（土葬後数年で死者を掘り出し海水で洗骨する）が今も残され海岸は祖霊信仰においても重要な場所となっています。

美しい海浜、イノー及びサンゴ礁は、観光資源としての価値も高く、特に皆田海岸や大金久海岸は、スノーケリング、シーカヤックや海水浴などの場として重要です。

4. 奄美地域における国立公園の指定について

国立公園は、自然公園法に基づき指定され、我が国を代表するすぐれた自然の風景地を保護し、利用者にそこでしか味わえない体験を通して自然とのふれあい、感動や癒し、科学的関心や環境教育の材料等を提供する場所です。

自然公園法での保護対象は自然の風景地ですが、人が感じる風景とは、視覚だけでなく、五感で感じるものまで含まれており、自然を包括的に認識しているものです。つまり、自然環境や生物多様性も内包する概念と言えます。奄美地域では、特に、五感で感じることのできる風景、例えば、その場所にしかない固有の動植物が近くにいることが感じられたり、昔ながらの人の暮らしが感じられたりといったことも重要な風景と言えます。

古くから狭い国土の中で土地を多目的に管理・利用してきた日本では、アメリカやオーストラリア等のように国立公園の地域を公園専用に限定せずに、土地の所有にかかわらず公園を指定できる地域制公園制度を採用しています。国立公園は環境大臣が指定しますが、地域行政や地元の関係者と協力し、所有権、財産権や産業との調整を図りながら、管理を行う仕組みになっています。国立公園内では、厳正な保護を図る地域、ある程度の制限を設けて利用を図る地域、積極的な利用を図る地域等を公園計画により定め、地域の取組を支援するための事業や制度も準備されています。

奄美地域の国内最大級の亜熱帯照葉樹林、地史を反映した島ごとに特徴的な地形や生物相は、我が国を代表するすぐれた風景を構成していると言えます。また、歴史的に高度に利用され、土地所有も複雑な奄美地域においては、制度的特徴から考えても、国立公園を指定し、それを核として関係行政機関が連携しながら自然資源の保全・活用を図っていくことが適当と考えます。

5. 奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方

奄美地域は、大陸との接続と分断を繰り返してきた地史を反映して、固有の動植物と生態系が育まれ、国際的・国内的に価値の高い自然資源が存在します。一方、奄美地域は、古くから、各島のそれぞれの自然環境に影響を受けながら人の暮らしや意識が形成

され、島の隅々にまで人の暮らしが影響を及ぼしてきた地域と言えます。そのため、奄美地域の自然資源の保全・活用を考える際、自然資源そのものだけでなく、人の暮らしや意識を考えることが不可欠です。奄美地域の国立公園は、地域の自然資源と暮らしの一部となるべきです。

このような奄美地域において指定する国立公園は、二つの点でこれまでにない新しい国立公園になり得ると考えます。一つは、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理しながら保全・活用を進める「生態系管理型国立公園」であること、もう一つは、千年以上にわたり人間と自然が深く関わり調和してきたその関係そのものを保全・活用の対象とする「環境文化型^{*}国立公園」であることです。そして、これらを実現するためには、地域の人たちとともに作り、管理していくことが重要であり、地域に貢献できる国立公園を目指します。

（生態系管理型国立公園）

国立公園の核となるのは、世界に類を見ない固有種・希少種が生息・生育する亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系とそれが醸し出す景観であり、それらの保全は不可欠です。これまでの国立公園では、森林景観を主たる保全対象としてきましたが、森林生態系全体を保全対象とし、管理手法まで踏み込んでいくことになれば、奄美地域での取組がパイオニアとなり得るものです。

奄美地域では、完全に原生状態である亜熱帯照葉樹林は少なく、大部分に古くから人の手が入っていますが、従来は再生力を基礎とした林業等が行われ、結果的に固有種と共生してきたと言えます。国立公園に指定した後は、森林生態系の適切な管理をすることにより、意識的に共生状態を確保していく必要があります。

また、保全の取組と併せて、生態系の豊かさを感じることでできる新しい利用形態を提供していきます。

（環境文化型国立公園）

国立公園として指定することになる奄美地域の森や川、浜などの自然資源は、人々の暮らし、営みなど、文化と深く関わりを持ってきました。その関わりそのものが資源とすることができ、その全体を理解し守っていく意識が重要です。それらを紹介していくことにより、国立公園の魅力は増大し、利用者を引きつけることにもなります。奄美地域の自然と文化を住民と利用者がともに楽しみ、ともに守る国立公園を目指します。

また、奄美地域の島々がそれぞれ少しずつ異なる多様な文化を持つことも、魅力の一つです。この「文化」は、人々の暮らし、営みの中に生まれた民俗、習慣、意識、価値観などが中心であることも特徴です。

以下に、具体的な手法について述べます。

※ 環境文化とは

ここでは、固有の自然環境の中で、歴史的につくり上げられてきた自然と人間のかかわりの過程と結果の総体、つまり、島の人々が島の自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた意識及び生活・生産様式の総体である。屋久島環境文化村構想（鹿児島県）で提唱された。

奄美地域では、集落の背後に神が降り立つ山（カミヤマ）があったり、海の彼方には神々のいるネリヤ・カナヤ（ナルコ・テルコ、リュウグウ）と呼ばれる理想郷があり豊穡や災害をもたらすと信じられていた

ことなどが示すように、自然環境と暮らしや信仰は密接な関わりを持ってきた。樹木や動物にも霊や神が宿ると考えられていたり、自然物に敬称をつけることがある（ティダガナシ（太陽）、マチガナシ（火）、クルムンガナシ（クジラ）など）ことも、その一端ととらえることができる。過去に関わりを持ってきたのみならず、現在の生活様式にもそれが影響を及ぼしており、奄美地域は、環境文化が色濃く存在する地域と言える。

（１）国立公園として保全・活用を図ることが適当な地域

奄美地域では、多様な固有種・希少種が見られる亜熱帯照葉樹林や、島ごとに異なる地形形成過程を反映したリアス式海岸、サンゴ礁段丘などの地形が我が国を代表する風景地を形成していると考えられます。

照葉樹林については、奄美に固有の動植物種が生息・生育するために十分な範囲を含め、特に、動植物の生息・生育にとって重要な小河川などの水系や固有の植物が集中して生育している高標高部に配慮する必要があります。また、森から河川、海までの連続性も重要です。

海岸線については、現在の奄美群島国定公園に指定されている地域を中心に、自然海岸が残る海岸線、海岸植生が発達している海岸、ウミガメの産卵地や渡り鳥類の繁殖・中継地として重要な海岸及び周辺海域を含めます。また、良好なサンゴ群集が見られる海域についても評価し、含めることが適当です。

なお、奄美地域の特徴である自然と文化のつながりは、照葉樹林や海岸など地域全体に見られるものですが、伝統的な集落景観の残る集落には、特に象徴的にその関係が残っていると考えられることから、そのような集落の一または複数を含めることが望まれます。

（２）国立公園として保全・活用を図る際に特に留意すべき事項

国立公園としては、（１）で示した地域の資質を損なわずに、将来にわたって保全・活用していく必要があります。ここでは、奄美地域において国立公園を指定し、管理していく上で留意すべき事項をまとめます。

特に、生態系管理型、環境文化型の国立公園として指定・管理していくために留意すべきこと、また、国立公園指定とともに世界自然遺産登録も目指していることから、利用者の増加を想定した対応について具体的に述べます。

① 生態系の管理

生態系を適切に保全するためには、科学的データに基づいた管理を行う必要があります。希少種の生息状況、森林の状態等に応じて公園区域、保護・利用計画を検討します。特に、水系は生態系にとって重要であり、良好な状態に保つことが必要です。

また、モニタリングを継続的に行い、そのデータに基づいて順応的な管理をすることが重要です。

② 亜熱帯照葉樹林における持続的な森林管理

奄美地域の生態系の中核をなす森林は、原生林、長期間人為的攪乱を受けていない林齢の高い森林、若齢林、リュウキュウマツ林等があります。それらの森林が、生物多様性の保全、林産物の生産、温暖化対策等の機能を十分に発揮できるよう、守るべき森林は守り、活用すべき森林は適切に活用し、再生が必要な森林は再生すべく、国立公園としての適切なゾーニングを行った上で管理していく必要があります。

戦前は、集落を中心として生活や祭祀等のための日常的、伝統的な利用が中心であり、その後、産業としての林業に転換していきました。林業としては、地域での建築用材生産の他は、昭和 30 年代までは枕木生産を、近年は、建築構造材や集成材化などによる建築用途への活用、パルプチップ生産を中心としていました。亜熱帯照葉樹林は高い再生産力を有していることから、パルプチップ生産は、天然更新を基本とした皆伐によって行われています。

これまでの国立公園内の林業については、主として暖温帯や冷温帯の森林を対象とした林業（建築用材の生産が可能であり、再生産力は亜熱帯に比べて低い）を基本としていることから、奄美地域においては、再生産力の高い亜熱帯照葉樹林における林業と国立公園との関係について新たに検討していく必要があります。

これまでも奄美地域では森林施業が行われてきており、そのような状況の中で、多くの希少種が維持されてきています。これまでの森林施業による影響を評価しつつ、希少種の生息環境を保全しつつ、かつ、経済的合理性にも配慮した林業のあり方を検討することが重要です。

具体的には、伐期・伐区の適切な設定による生息環境としての連続性の確保、土壌の保持、河川流路の確保等に関して指針の検討を行います。指針は、モデル事業等を実施することにより妥当性について検証していく必要があります。また、管理が不十分となっていて森林の機能が十分発揮できていない人工林（リュウキュウマツ林等）の照葉樹林への転換についても検討します。以上の検討を踏まえ、国立公園の森林施業に係る行為許可の基準について、亜熱帯照葉樹林の特性を考慮した検討を行います。

祭祀や地域行事のための植物採取、木炭生産、シイタケ栽培のための伐採や大島紬生産のためのシャリンバイ伐採などの昔ながらの利用については、生態系への影響も考慮しながら継続できるよう配慮します。

一方で、人口減少や林業従事者の高齢化等によって森林との関わりが希薄になる傾向があり、森林に関わりながら保全していく仕組みを如何に維持するかについても考慮する必要があります。

③ 環境と文化の融合（環境文化型国立公園）

奄美地域の自然資源と地域の文化は一体的なものです。従来、生活上の感覚として自然を意識して暮らしていたと考えられますが、徐々にその意識が薄れていく傾向にあることが言われています。国立公園においては、それらの暮らしや意識を再認識しながら、地域と一体となって管理運営を行っていくことを通じて、自然資源の保全のみならず、失われつつある自然との関わりを維持・保全していく一助になるように努めます。

また、自然資源を理解する際に、科学的な説明のみならず人々の暮らしとの接点からの説明が加わることにより、自然資源が身近に感じられ、より深く理解できます。逆に、地域文化と離れて存在する国立公園では、来訪者にとって魅力が半減するだけでなく、地域においても存在感のないものとなります。地域文化とともにある国立公園の姿を描いていく必要があります。

例えば、海や山の風景を良好に維持することは、島唄のイメージを損なうことなく実際に存在するものとして伝承することにもつながり、地域文化の基盤を維持し継承することにも寄与できるものと思われます。ビジターセンターを整備する際、また、国立公園内の利用ルートを設定し、プログラムを提案する際には、地域の文化を紹介するとともに、地域社会とのつながりが持てるようなものとしていきます。ただし、来訪者が、昔から守られてきた地域の慣習やしきたりを冒したりすることのないよう、十分な注意も必要です。

④ 持続可能な観光利用の推進

奄美地域が国立公園に指定されると、観光資源としても脚光を浴びる可能性が高く、また、地域経済の活性化のためにも自然資源を持続的に活用した観光振興は重要です。

今後の利用者の増加を想定してのルール作りを行った上で、奄美地域の魅力を十分に味わえるような利用ルートや利用メニューを、地域主体で検討し、提供することが重要です。

観光客の受け入れに当たっては、住民が積極的にに関わり、観光客が住民とともに楽しむ形態を確立していくことが重要です。また、それらを通じて、地域活性化や地域学習、環境教育の推進等にも寄与することが望まれます。そのためには、幅広い関係者が協議し、合意形成を図るための協議会等を組織していくことも検討する必要があります。

さらに、新しいタイプの国立公園として、生態系の豊かさを感じることでできる新しい利用形態を提供していくための方策を検討していきます。

具体的には、多人数利用が可能でガイド無しでも楽しめるエリアと、エコツアーリズムなど人数制限が必要でガイド付きを前提とする利用に適したエリアを区分し、それぞれに応じたルール作りや利用施設を整備したり、一般道としての利用が少なくなっている旧道等について、関係者と調整の上、エコツアー等に効果的に活用するなど、ニーズに応じた魅力ある旅行形態を提供できるよう努めます。

森林部については、土壌が脆弱であり容易に流出が発生すること、また、密猟、盗掘が懸念される昆虫、植物も多く存在することから、利用に際してのルールを検討し、マナーの徹底を図ることが重要です。また、ハブなどの危険な生物が存在することから、ツアーの安全性の確保も考慮する必要があります。

(3) 国立公園とその他の地域との関係

以上に述べたような国立公園を運営していくために、また、地域に貢献できる国立公園としていくためには、国立公園内だけでの取組ではなく、国立公園外も含めた地域全体が一体となった取組を進める必要があります。関係行政機関、民間団体、地域

住民など、地域全体が協力して、国立公園を中心とする奄美地域の自然資源を保全・活用していくための取組が重要です。

（４）国立公園と世界自然遺産との関係

世界自然遺産の推薦にあたっては、推薦地が世界的に見て顕著な普遍的価値を有し、それらが開発などによる悪影響を受けていないなど完全性の条件を満たし、その価値が将来にわたって維持されるよう適切に保護されていなければなりません。

奄美地域の世界的に見て顕著な普遍的価値は、多くの固有動植物の生息・生育地となっている亜熱帯照葉樹林などを中心とした地域にあると考えています。一方で、奄美地域の国立公園は、そうした地域以外にもすぐれた多様な景観を対象として指定することを考えているため、国立公園区域と世界自然遺産の推薦地域は必ずしも一致しません。ただし、世界自然遺産として推薦しない地域についても、遺産の価値を説明するためには不可欠な存在であり、世界遺産に関連する地域としてその適切な保全・活用を図っていく視点が重要です。

奄美地域において国立公園を指定することは、世界自然遺産推薦の上での第一歩です。しかし、価値が将来にわたって維持されるよう適切に保護されていることを担保するためには、国立公園指定だけでなく、そこに生息・生育する希少種の保護、外来種対策等も不可欠です。

また、世界自然遺産の価値は、琉球弧として沖縄地域（特にやんばる地域や西表島）と併せて証明できるものであり、沖縄県及び関係地域との連携が重要です。